

命を守る一瞬の判断

— 交通労働災害ゼロへ —

令和7年の交通労働災害は、9月末までに死亡災害が5件、休業4日以上之死傷災害が318件発生しています。（前年同期比+20件）

事業者のみなさまには、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく管理体制を確立するとともに適正な労働時間管理・走行管理、安全衛生教育や健康管理等をお願いします。



発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
3月 3時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) ～9人 55歳～59歳	トラック 交通事故(その他)	トラックを運転して、片側3車線の港湾道路の第2通行帯を走行していたところ、第1通行帯に停めていた海上コンテナが乗ったシャーシの後部右角に、トラック左前部から追突したものの。
3月 16時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故(道路)	集配のため下り坂をトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止め設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたものの。
4月 4時頃	小売業 20～29人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、丁字路を右折しようとしたところ、直進してきたトラックと衝突したものの。
6月 2時頃	小売業 10人～19人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、四差路を直進していたところ、右方向からきたバイクと衝突し転倒した際に後頭部を地面に強打し死亡したものの。
6月 22時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 45歳～49歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者はトラック運転手、配送先の店舗に荷を納品するために、路上に停車しトラック後方から荷室の扉を開けようとしたところ、後方から進行してきた車輦に追突され死亡したものの。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害についての詳細は、ホームページをご確認ください。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント →

